

岡崎市ユニバーサルデザインタクシー導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市ユニバーサルデザインタクシー導入促進費補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、岡崎市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者等に対して、ユニバーサルデザインタクシー（以下、「UDタクシー」という。）車両購入に要する費用の一部を補助することにより、UDタクシー車両の導入促進を図り、高齢者、障がい者、訪日外国人を始め誰もが安全・安心で快適な利用のできる交通環境の整備を推進することを目的とする。

(補助対象車両)

第3条 補助金の対象となる車両は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定した自動車であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 車両の自動車登録番号標の地名は「岡崎」であること。
- (2) 主に岡崎市内での営業に使用すること。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く）において、岡崎市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者又はこのタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に補助対象車両を新車登録していること。
- (2) 岡崎市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者であること。
- (3) 岡崎市税を滞納していないこと。

2 前項第3号の要件については、納税証明書によって証明できることを条件とする。ただし、第6条第3項に該当する場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業者が導入する補助対象車両本体の購入費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については補助金交付の対象としない。

2 車両1台当たりの補助限度額は30万円とし（補助限度額を下回る場合はその

額)、当該年度の補助金の総額は予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助対象車両の購入完了日から3月を経過した日又は補助対象車両が新規登録された年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 請求書、納品書等の写しで車名、車両本体価格及び購入日が明記され、車両販売店及び購入者氏名が確認できるもの(購入の事実が確認できる書類。見積書・価格表・注文書は不可)
- (3) 市税の完納が証明されている納税証明書(証明日現在滞納なし(金額記載なし)、2月以内に発行されたもの)
- (4) 岡崎市が発行する法人所在証明書(申請日前2月以内に発行されたもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の購入完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

- (1) 新車登録日
 - (2) 補助対象経費の支払が完了した日(ただし、分割払に係る契約書の写しを添付して前項の規定による申請を行う場合は、分割払に係る契約の締結日とする。)
- 3 申請者が設立後最初の決算前であることを理由に、第1項第3号の納税証明書が提出できない場合は提出を省略するものとする。
- 4 市長は、市費補助金等交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができるものとする。
- 5 市長は、前項の規定により受付を停止したときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、市費補助金等交付申請書の取下げ及び不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（様式第7号）により、当該補助金の全部の額又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該補助金に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由で補助対象車両を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

4 前項の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に規定する期間とする。

5 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下、「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

6 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求額に岡崎市税外収入の延滞金に関する条例（昭和45年条例第10号）第4条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な活用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、第10条第4項で規定する耐用年数が経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産をこの補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

- 4 市長は、前項の規定により財産処分承認申請書を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、財産処分承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
- 5 補助対象事業者は、前項の承認を受けて第2項に規定する処分をすることにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

（期日の特例）

第12条 当該補助金に係る申請書等の提出期限が岡崎市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。（同条例第2条のとおり）ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（他の補助金等との関係）

第13条 この補助金は、国、県その他の団体が交付するUDタクシー車両に係る補助金等の受給を妨げない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。